

規審 8－2

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門

第 7 回規制支援審議会 議事要旨

日時：令和 2 年 1 月 28 日（火）15：00～17：00

場所：航空会館 901 会議室

出席者（敬称略、順不同）：

委員：田尾委員長、青木委員、小田委員、成合委員、藤田委員、山田委員

オブザーバ：永瀬、萩沼（原子力規制庁）

原子力機構：三浦、中村、鬼沢、田中、丸山、宗像、西山、北澤
門馬、江坂

議事次第：

1. 安全研究・防災支援部門の活動概況
2. 前回答申への対応状況
3. 規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況
4. センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況

配布資料リスト：

- 規審 7－0 : 議事次第（案）
規審 7－1 : 規制支援審議会委員名簿
規審 7－2 : 第 6 回規制支援審議会議事要旨
規審 7－3 : 安全研究・防災支援部門の活動概況
規審 7－4 : 規制支援審議会の答申への対応について
規審 7－5 : 安全研究・防災支援部門の人員、予算の状況
規審 7－6 : 令和 2 年度予算 概算要求の概要
規審 7－7 : 安全研究センターの予算の收支
規審 7－8 : 規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況
規審 7－9 : センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況について
規審参 7－1 : 「安全研究・防災支援部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と
透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」の審議
結果（答申）
規審参 7－2 : 規制支援審議会の設置について（25（達）第 39 号）

議事 :

1. 安全研究・防災支援部門の活動概況

原子力機構から規審 7－3に基づき、安全研究・防災支援部門の活動概況について説明を行った。

委員から、部門における研究者の育成について質問があった。原子力機構から、研究者の専門性を高めるため、基本的に分野を固定して育成していることと、一方で原子力規制行政について学ばせるため、原子力規制庁への出向を行っていることを回答した。

委員から、部門の技術力を維持・向上する方策について質問があった。原子力機構から、原子力安全研究には実際の原子力プラントに関する知識が不可欠であることから、産業界からのキャリア採用を進めると共に、共同研究等による交流・連携を深め、技術力の向上を図っていることを回答した。

委員から、原子力緊急時支援・研修センターによる支援活動について、より積極的に地方公共団体の原子力防災訓練に貢献して貰いたい旨の要望があった。原子力機構から、地方公共団体への支援に今後さらに力を入れていくことを回答した。

2. 前回答申への対応状況

原子力機構から規審 7－4～規審 7－7に基づき、第 6 回規制支援審議会による答申への対応について説明を行った。

前回までの答申において求めていた予算配算の考え方については、本審議会において原子力機構から示された資料により全委員に了解された。また、今後も機構部会において引き続き開示していくことが確認された。

委員から、補正予算の獲得状況について質問があった。原子力機構から、施設の耐震強化など補正予算の目的に合致するものについて一定額が交付されていることを回答した。

3. 規制支援に係る受託研究、共同研究、委託研究の実施状況

原子力機構から規審 7－8 及び規審 7－8 別添、7－8 別表に基づき、規制支援に係る受託研究、共同研究及び委託研究の実施状況について説明を行った。

委員から、中立性・透明性確保のため両センターで定めたルールについて、原子力機構の職員に限らず他機関からの出向者や再委託先への浸透を図るとともに、適切な運用のための体系的な方策を検討すべきである旨の意見があった。

4. センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況

原子力機構から規審 7－9に基づき、センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況についての説明が行われた。また、部門長が他部門と兼務する形態の脆弱性について、他部門と兼務しない者への決裁権限委譲により改善する案が示された。これに対し委員から、実施されれば一步前進となる旨の意見があった。

委員から、自己点検にあたっては権限規程など仕組み上の確認にとどまらず、関係者への

ヒアリングや決裁文書の確認、若しくは監事を通した確認等により運用上も適切であったことを確認すべきである旨意見があった。

5. その他

事務局において、本日の議事要旨、答申書の素案をまとめ、後日委員にご確認いただくこととなった。

以上